

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）	（第一条関係）	1
二 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）	（第二条関係）	19
三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（附則第十二条関係）	23
四 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）	（附則第十三条関係）	24
五 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）	（附則第十四条関係）	35
六 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六十号）	（附則第十五条関係）	37
七 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）	（附則第十六条関係）	38
八 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）	（附則第十七条関係）	39

○ 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付(第三条)</p> <p>第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付</p> <p>第一節 生産者補給交付金等の交付(第四条―第九条)</p> <p>第二節 集送乳調整金の交付(第十条―第十六条)</p> <p>第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置(第十七条―第二十六条)</p> <p>第五章 雑則(第二十七条―第三十条)</p> <p>第六章 罰則(第三十一条―第三十四条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは生産者補給交付金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品その他政令で定める乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付(第三条)</p> <p>第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置(第四―第十三条)</p> <p>第四章 雑則(第十四条・第十五条)</p> <p>第五章 罰則(第十六条―第十八条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「原料乳」とは、次項の指定乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。</p>

(略)

この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。

- 一 次に掲げる販売の事業（以下「第一号対象事業」という。）
 - イ 生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。ロ及び次号において同じ。）に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十条第三項及び第十二条第一項において同じ。）が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）
 - ロ 生乳買取販売（買い取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいう。以下同じ。）
- 二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
- 三 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下この条及び第三十一条において「交付金」とい

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる

- う。を交付することができる。
一・二 (略)
2 3 4 (略)

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節 生産者補給交付金等の交付

(生産者補給交付金等の交付)

第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）を交付することができる。

- 一 第一号対象事業 生産者補給交付金
- 二 第二号対象事業 生産者補給金
- 三 第三号対象事業 生産者補給金

(年間販売計画の作成等)

第五条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようと

- 。。
一・二 (略)
2 3 4 (略)

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置

(新設)

(安定価格の決定)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

- 一 原料乳の安定基準価格
- 二 指定乳製品の安定下位価格及び安定上位価格
- 2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品の生産者の販売価格について定めるものとする。
- 3 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下回つて原料乳及び指定乳製品の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額を超えて指定乳製品の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。
- 4 安定価格は、原料乳については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
- 5 農林水産大臣は、安定価格を定めようとするときは、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(安定価格の改定)

第五条 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生

する対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品（指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。）の販売に関する計画（以下「年間販売計画」という。）を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2

年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第一号対象事業者を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第一号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ 第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ホ 第九条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容

ヘ その他農林水産省令で定める事項

二 第二号対象事業者を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

三 第三号対象事業者を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域

じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、安定価格を改定することができる。

2

前条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、対象事業者から第一項の規定により年間販売計画の提出があつた場合において、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度（以下「交付対象数量」という。）を通知するものとする。

4 交付対象数量は、農林水産省令で定めるところにより、当該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「総交付対象数量」という。）を基礎とし、当該対象事業者が提出した年間販売計画に基づき算出するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、交付対象数量の総量が総交付対象数量を超えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6 農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域（次項において「計画記載地域」という。）が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容（同項の規定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後の交付対象数量）を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

(総交付対象数量)

第六条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

3 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。

(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

第七条 農林水産大臣（第五条第七項の規定による都道府県知事へ）の通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。）は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱った生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を

(原料乳の価格に関する勧告)

第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。以下同じ。）が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ

、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第七条 生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）は、原料乳の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する原料乳を原料とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む。）に関する計画を定め、農林

認定するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ごとに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量（その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合にあっては、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量（当該数量が零を下回る場合には、零とする。））を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

（生産者補給金の単価）

第八条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

水産大臣の認定を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

一 乳業者

二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は

間接の構成員となつている農業協同組合連合会

四 生乳生産者団体

3 農林水産大臣は、前二項の計画が農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

4 農林水産大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において、当該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

5 農林水産大臣は、第二項の認定をしようとするときは、あらかじめ機構の意見を聴くものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の指定乳製品の生産の委託について模範契約例を定めることができる。

（指定乳製品の買入れ）

第八条 機構は、前条第二項各号のいずれかに該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を安定下位価格で買入れることができる。

2 機構は、指定乳製品の買入れについては、前項の規定による生乳生産者団体からの買入れを優先的に行うものとする。

2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

第九条 機構から生産者補給金の交付を受けた第一号対象事業者(第一号対象事業を行う対象事業者をいう。以下同じ。)は、その交付を受けた生産者補給金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対し、その者に対して交付する生産者補給金の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者

第九条 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、機構がその価格の騰貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品を保管していないときは、機構は、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品を買い入れることができる。

5

(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、農林水産省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第二節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十条 都道府県知事(第五条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十二条第二項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

- 一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。
- 二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号ロの地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。
- 三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定め

(新設)

(新設)

たときは、その区域)を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五 第十三条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめその申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならない。

(指定の公示等)

第十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、当該指定に係る地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(業務規程の変更)

第十二条 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの(次条第一項第三号において「指定生乳生産者団体」という。)は、業務規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定事業者は、業務規程を変更したとき(農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く。)は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

(指定の解除)

第十三条 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。

一 第十条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

三 指定の解除の申出(指定生乳生産者団体にあつては、総会の議決を経てされたものに限る。)があつたとき。

2| 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。

一 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

二 第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。

三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。

3| 第十一条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

(集送乳調整金の交付)

第十四条 機構は、指定事業者に対し、次条に定めるところにより、集送乳調整金を交付することができる。

(集送乳調整金の金額等)

第十五条 機構は、第七条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項

(新設)

(新設)

(新設)

の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

2| 集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

3| 第六条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

(指定事業者による集送乳調整金の交付)

第十六条 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。

2| 前項の規定により集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

(指定乳製品等の輸入)

第十七条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品(以下「指定乳製品等」という。)を輸入するものとする。

2| 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

第十八条 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならぬ。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。

二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2| 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の五第二項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3| 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

4| 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5| 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

(新設)

第十九条 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

(新設)

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第二十条 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならぬ。

(新設)

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならぬ旨の条件を付することができる。

3 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

(新設)

第二十一条 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第十八条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第二十二条 前三条の規定は、第十八条第二項の規定による契約に

(新設)

基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準

用する。この場合において、第十九条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第二十三条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第二十四条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至った場合

二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至った場合

三 (略)

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

第二十五条 機構は、次の場合には、第二十三条の規定による売渡しをしないものとする。

(削る。)

(指定乳製品の売渡し)

第十条 機構は、指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

(新設)

(新設)

第十一条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品を売り渡すことができる。

一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至った場合

二 その保管する指定乳製品の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至った場合

三 (略)

(指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合)

第十二条 機構は、次の場合には、第八条の規定による買入れ又は第十条の規定による売渡しをしないものとする。

一 第八条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)

について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買

(削る。)

- 一 第二十三条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 二 第二十三条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 三 (略)

(指定乳製品等の交換)

第二十六条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第五章 雑則

(財務大臣との協議)

第二十七条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項又は第二十四条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(指導及び助言)

第二十八条 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び検査)

第二十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において

い入れ又は買い入れるおそれがあると認めるとき。

- 二 第八条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。
- 三 第十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 四 第十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 五 (略)

(指定乳製品の交換)

第十三条 機構は、その保管する指定乳製品の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、当該指定乳製品を同一の規格及び数量の指定乳製品と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十四条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項、第七条第三項又は第十一条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(新設)

(報告及び検査)

第十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において

て、肉用牛若しくは肉豚の生産者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2| 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3| (略)

4| 第一項及び第二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の区分)

第三十条 第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

、肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

(新設)

2| (略)

3| 第一項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(新設)

第六章 罰則

第三十一条 偽りその他不正の手段により機構から交付金又は生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

第三十二条 第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 (略)

第三十四条 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第五章 罰則

第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

第十七条 第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の規定による措置の実施に必要な次の業務を行うこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行うこと。</p> <p>ハ 指定乳製品等の輸入を行うこと。</p> <p>ニ ハの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。</p> <p>ホ ニの業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。</p> <p>（削る。）</p> <p>ヘ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売渡しを行うこと。</p> <p>二七七（略）</p> <p>（区分経理等）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十条第一号イの業務、同条第二号の業務、同条第六号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務</p> <p>二 第十条第一号ロからへまでの業務及びこれらに附帯する業務</p> <p>三々五（略）</p> <p>2] 機構は、前項第二号の業務に係る勘定において通則法第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、前項及び同条第一項の</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の規定による措置の実施に必要な次の業務を行うこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 指定乳製品の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。</p> <p>（新設）</p> <p>ハ ロの業務に伴う指定乳製品の保管を行うこと。</p> <p>ニ 農林水産省令で定めるところにより、畜産経営の安定に関する法律第七条第二項の認定を受けた指定乳製品の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。</p> <p>（新設）</p> <p>二七七（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十条第一号の業務、同条第二号の業務、同条第六号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務</p> <p>（新設）</p> <p>二々四（略）</p> <p>（新設）</p>

規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、第十条第二号の業務に必要な経費の財源に充てるため、前項第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

(長期借入金)

第十四条 機構は、第十条第一号ハからヘまでの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

(債務保証)

第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一項第一号又は第二号の業務に係る勘定の負担においてする前条の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号口の規定により機構が交付する生産者補給交付金及び集送乳調整金並びに同条第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第

(長期借入金)
第十四条 機構は、第十条第一号ロ及びハの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

(債務保証)

第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ニ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」

二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。
- 二 第十二条第二項又は第十三条第一項の承認をしようとするとき。

三 (略)

附則

(業務の特例)

第五条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、新特別措置法第三条第一項に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、新特別措置法で定める。

第六条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項第四号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第四号」とあるのは「若しくは第四号又は附則第六条第一項」とする。

とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一号二、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。
- 二 第十三条第一項の承認をしようとするとき。

三 (略)

附則

(業務の特例)

第五条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、新暫定措置法第三条第一項及び新特別措置法第三条第一項に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ新暫定措置法及び新特別措置法で定める。

第六条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第四号」とあるのは「若しくは第四号又は附則第六条第一項」とする。

第八条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは、「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

第八条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）</p>	<p>第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに第二十九條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五百十五号）</p>	<p>第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五百十五号）</p>	<p>第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p>
<p>法律</p>	<p>事務</p>	<p>法律</p>	<p>事務</p>

改 正 案

現 行

<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税） 第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税率別表第○四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第○四〇二・二九号並びに第○四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第○四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第○四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第○四〇五・一〇号、第○四〇五・二〇号及び第○四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデAIRリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第十七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>三〃六（略） 三〃八（略）</p> <p>別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）</p>			<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税） 第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税率別表第○四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第○四〇二・二九号並びに第○四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第○四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第○四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第○四〇五・一〇号、第○四〇五・二〇号及び第○四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデAIRリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>三〃六（略） 三〃八（略）</p> <p>別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）</p>		
関税率法別表の番号	品名	税率	関税率法別表の番号	品名	税率
○四・〇二（略）	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加え	（略）	○四・〇二（略）	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加え	（略）

・
一〇
〇四〇二

たものに限る。
粉状、粒状その他の固形状のもの（
脂肪分が全重量の一・五％以下のも
のに限る。）

一 砂糖を加えたもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興
機構が畜産経営の安定に関
する法律第一七条第一項に
規定する数量の範囲内で輸
入するもの及び同条第二項
に規定する農林水産大臣の
承認を受けて輸入するもの

三五％

(2) (略)

二 その他のもの

(略)

(二) (-) その他のもの

(略)

(1) 独立行政法人農畜産業振
興機構が畜産経営の安定
に関する法律第一七条第
一項に規定する数量の範
囲内で輸入するもの及び
同条第二項に規定する農
林水産大臣の承認を受け
て輸入するもの

(2) (略)

二五％
(略)

・
一一
〇四〇二

粉状、粒状その他の固形状のもの（
脂肪分が全重量の一・五％を超える
ものに限る。）
砂糖その他の甘味料を加えてない
もの

・
一〇
〇四〇二

たものに限る。
粉状、粒状その他の固形状のもの（
脂肪分が全重量の一・五％以下のも
のに限る。）

一 砂糖を加えたもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興
機構が加工原料乳生産者補
給金等暫定措置法第一三条
第一項に規定する数量の範
囲内で輸入するもの及び同
条第二項に規定する農林水
産大臣の承認を受けて輸入
するもの

三五％

(2) (略)

二 その他のもの

(略)

(二) (-) その他のもの

(略)

(1) 独立行政法人農畜産業振
興機構が加工原料乳生産
者補給金等暫定措置法第
一三条第一項に規定する
数量の範囲内で輸入する
もの及び同条第二項に規
定する農林水産大臣の承
認を受けて輸入するもの

(2) (略)

二五％
(略)

・
一一
〇四〇二

粉状、粒状その他の固形状のもの（
脂肪分が全重量の一・五％を超える
ものに限る。）
砂糖その他の甘味料を加えてない
もの

<p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの</p>	<p>三〇%</p> <p>三〇%</p> <p>(略)</p>
---	----------------------------------

<p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内</p>	<p>三〇%</p> <p>三〇%</p> <p>(略)</p>
--	----------------------------------

○四〇二
・二九

	その他のもの	二五% (略)
	一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	
	(-) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち	
	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三〇%
(二)	その他のものうち	三〇%
	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三〇%
(1)	二 その他のもの	三〇%
	独立行政法人農畜産業振	

○四〇二
・二九

	その他のもの	二五% (略)
	一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	
	(-) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち	
	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三〇%
(二)	その他のものうち	三〇%
	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三〇%
(1)	二 その他のもの	三〇%
	独立行政法人農畜産業振	

<p>○四〇二 九一 ○四〇二 九九</p>	<p>その他のもの (2) (略)</p>	<p>興機構が畜産経営の安定 に関する法律第一七条第 一項に規定する数量の範 囲内で輸入するもの及び 同条第二項に規定する農 林水産大臣の承認を受け て輸入するもの</p>	<p>三五% (略)</p>
<p>その他のもの 一 脂肪分が全重量の八%を超 えるもの (二) その他のもののうち</p>	<p>その他のもの (2) (略)</p>	<p>興機構が畜産経営の 安定に関する法律第一 七条第一項に規定する 数量の範囲内で輸入す るもの及び同条第二項 に規定する農林水産大 臣の承認を受けて輸入 するもの</p>	<p>三〇% (略)</p>
<p>二 その他のものうち</p>	<p>二 その他のものうち</p>	<p>独立行政法人農畜産業振 興機構が畜産経営の安定 に関する法律第一七条第 一項に規定する数量の範 囲内で輸入するもの及び 同条第二項に規定する農</p>	<p>三〇% (略)</p>

<p>○四〇二 九一 ○四〇二 九九</p>	<p>その他のもの (2) (略)</p>	<p>興機構が加工原料乳生産 者補給金等暫定措置法第 一三条第一項に規定する 数量の範囲内で輸入する もの及び同条第二項に規 定する農林水産大臣の承 認を受けて輸入するもの</p>	<p>三五% (略)</p>
<p>その他のもの 一 脂肪分が全重量の八%を超 えるもの (二) その他のもののうち</p>	<p>その他のもの (2) (略)</p>	<p>興機構が加工原料乳 生産者補給金等暫定措 置法第一三条第一項に 規定する数量の範囲内 で輸入するもの及び同 条第二項に規定する農 林水産大臣の承認を受 けて輸入するもの</p>	<p>三〇% (略)</p>
<p>二 その他のものうち</p>	<p>二 その他のものうち</p>	<p>独立行政法人農畜産業振 興機構が加工原料乳生産 者補給金等暫定措置法第 一三条第一項に規定する 数量の範囲内で輸入する もの及び同条第二項に規</p>	<p>三〇% (略)</p>

○四・〇三	<p>林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>(略)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの</p> <p>(-) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第七條第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同條第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	三〇%
○四・〇三	<p>定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>(略)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの</p> <p>(-) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三條第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同條第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	三〇%

- | | | | | | | | |
|--|----------------|-----------------------------------|--|----------------|--|------------|------------|
| <p>(1) 超えるもの
バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入</p> | <p>(2) (略)</p> | <p>(三) 脂肪分が全重量の二六%を
超えるもの</p> | <p>(1) 超えるもの
バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入</p> | <p>(2) (略)</p> | <p>(二) 脂肪分が全重量の一・五%
を超え二六%以下のもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
|--|----------------|-----------------------------------|--|----------------|--|------------|------------|

- | | | | | | | | |
|--|----------------|-----------------------------------|--|----------------|--|------------|------------|
| <p>(1) 超えるもの
バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受</p> | <p>(2) (略)</p> | <p>(三) 脂肪分が全重量の二六%を
超えるもの</p> | <p>(1) 超えるもの
バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受</p> | <p>(2) (略)</p> | <p>(二) 脂肪分が全重量の一・五%
を超え二六%以下のもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
|--|----------------|-----------------------------------|--|----------------|--|------------|------------|

○四・○四

・一〇
○四〇四

するもの

(2) (略)

ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの

(一) 脂肪分が全重量の五%以下のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(2) (略)

(二) その他のもの

(略)

(略)

○四・○四

・一〇
○四〇四

けて輸入するもの

(2) (略)

ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの

(一) 脂肪分が全重量の五%以下のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(2) (略)

(二) その他のもの

(略)

(略)

			<ul style="list-style-type: none"> ○四〇四 ・九〇 ○四・〇五 ○四〇五 ・一〇
		<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>
		<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>
		<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ○四〇四 ・九〇 ○四・〇五 ○四〇五 ・一〇
		<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>
		<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>
		<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p>

<p>○四〇五 ・二〇</p>	<p>デイリースプレッドのうち 独立行政法人農畜産業振興機構が 畜産経営の安定に関する法律第一 七条第一項に規定する数量の範囲 内で輸入するもの及び同条第二項 に規定する農林水産大臣の承認を 受けて輸入するもの</p>	<p>入するもの及び同条第二項 に規定する農林水産大臣の 承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三五%</p>
<p>○四〇五 ・九〇</p>	<p>その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五%以下 のものうち 独立行政法人農畜産業振興 機構が畜産経営の安定に関 する法律第一七条第一項に 規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項 に規定する農林水産大臣の 承認を受けて輸入するもの</p>	<p>二 その他のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興 機構が畜産経営の安定に関 する法律第一七条第一項に 規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項 に規定する農林水産大臣の 承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三五%</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>○四〇五 ・二〇</p>	<p>デイリースプレッドのうち 独立行政法人農畜産業振興機構が 加工原料乳生産者補給金等暫定措 置法第一三条第一項に規定する数 量の範囲内で輸入するもの及び同 条第二項に規定する農林水産大臣 の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>囲内で輸入するもの及び同 条第二項に規定する農林水 産大臣の承認を受けて輸入 するもの</p>	<p>三五% (略)</p>
<p>○四〇五 ・九〇</p>	<p>その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五%以下 のものうち 独立行政法人農畜産業振興 機構が加工原料乳生産者補 給金等暫定措置法第一三条 第一項に規定する数量の範 囲内で輸入するもの及び同 条第二項に規定する農林水 産大臣の承認を受けて輸入 するもの</p>	<p>二 その他のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興 機構が加工原料乳生産者補 給金等暫定措置法第一三条 第一項に規定する数量の範 囲内で輸入するもの及び同 条第二項に規定する農林水 産大臣の承認を受けて輸入</p>	<p>三五%</p>

(略)

(略)

(2)

(略)

(略) (略)

(略)

(略)

(2)

(略) するもの

(略) (略) 三五%

○ 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）

（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構に対する交付金） 第十四条（略） 2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条第一項の勘定に繰り入れ又は機構法第十条第一号イの業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。</p> <p>（機構法の適用） 第十五条 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条第一項中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「又は第二号」とあるのは「若しくは第二号」と、「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。</p> <p>（区分經理の特例） 第十六条 機構は、機構法第十二条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第</p>	<p>（機構に対する交付金） 第十四条（略） 2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は機構法第十条第一号イの業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。</p> <p>（機構法の適用） 第十五条 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。</p> <p>（区分經理の特例） 第十六条 機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条</p>

十四条第二項に規定する資金（以下「調整資金」という。）から、当該業務に係る機構法第十二条第一項の勘定に繰り入れることができる。

2 機構は、機構法第十二条第一項の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は機構法第十条第一号ロからへまでの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十二条第一項の勘定に繰り入れることができる。

第二項に規定する資金（以下「調整資金」という。）から、当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。

2 機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。

改 正 案	現 行
<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

○ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）（附則第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新機構法第十二条第一項第四号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（第二十二号第二号において「廃止法」という。）附則第四条第一項に規定する業務」と、新機構法第二十二号第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び廃止法附則第四条第一項」とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>附則</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新機構法第十二条第三号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（第二十二号第二号において「廃止法」という。）附則第四条第一項に規定する業務」と、新機構法第二十二号第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び廃止法附則第四条第一項」とする。</p> <p>3（略）</p>

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関税暫定措置法の一部改正）</p> <p>第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼</p>	<p>（関税暫定措置法の一部改正）</p> <p>第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼</p>

料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六の一三の項及び一四の項の各項目ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改め、同条第二項第二号中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第六項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項目」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用表であつてオーストラリア」を「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用表」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）」及び「をこれらの項目」とを削り、「（オーストラリア産飼料用表」を「（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に改め、「（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項目」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」とを削り、「読み替える」を、「別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用表を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（

料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六の一三の項及び一四の項の各項目ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改め、同条第六項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項目」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用表であつてオーストラリア」を「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用表」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）」及び「をこれらの項目」とを削り、「（オーストラリア産飼料用表」を「（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に改め、「（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項目」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」とを削り、「読み替える」を、「別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用表を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係る

環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。)を同表の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量)」に改める。

(略)

第十二条の次に次の二条を加える。

(更正の請求の特例)

第十二条の二 納税申告(関税法第七条第一項(申告)の規定による申告又は同法第七条の第十四第一項(修正申告)の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。)をした者は、当該納税申告に係る貨物(環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。)について環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額(当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項(更正及び決定)の規定による更正(以下この条において「更正」という。)があつた場合には、当該更正後の税額)が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)について同法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができるとができる。

(賦課決定の請求)

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項(賦課決定)の規定により、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物(環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。)の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額(同条第三項の規定

ものに限る。)を同表の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量)」に改める。

(略)

第十二条の次に次の二条を加える。

(更正の請求の特例)

第十二条の二 納税申告(関税法第七条第一項(申告)の規定による申告又は同法第七条の第十四第一項(修正申告)の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。)をした者は、当該納税申告に係る貨物(環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。)について環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額(当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項(更正及び決定)の規定による更正(以下この条において「更正」という。)があつた場合には、当該更正後の税額)が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)について同法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができるとができる。

(賦課決定の請求)

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項(賦課決定)の規定により、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物(環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。)の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額(同条第三項の規定

による決定があつた場合には、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号口に規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

別表第一第一〇四・〇二項から第一〇四・〇五項までの規定中「第二四条第一項」を「第一七条第一項」に改める。

（畜産経営の安定に関する法律の一部改正）

第六条 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定食肉等の価格の安定に関する措置（第三条―第十条）」を「肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条）―に、「第十一条―第十六条」を「第四条―第九条」に、「第十七

による決定があつた場合には、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号口に規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

（新設）

（畜産物の価格安定に関する法律の一部改正）

第六条 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
畜産経営の安定に関する法律
「第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置（第

条―第二十三条」を「第十条―第十六条」に、「第二十四条―第三十三条」を「第十七条―第二十六条」に、「第三十四条―第三十七条」を「第二十七条―第三十条」に、「第三十八条―第四十一条」を「第三十一条―第三十四条」に改める。

第一条中「主要な」の下に「家畜又は」を加え、「価格の安定又は」を「交付金若しくは」に改め、「の交付」の下に「又は価格の安定」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

第二条第四項第一号イ中「第十七条第三項及び第十九条第一項」を「第十条第三項及び第十二条第一項」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付
第三条を次のように改める。

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。

）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下この条及び第三十一条において「交付金」という。）を交付することができる。

一 次のいずれにも該当する積立金（次項及び第三項において「積立金」という。）の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

ロ 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に

目次 第三章 雑則（第十三条・第十四条）

第四章 罰則（第十五条）

三条―第十二条）
「第二章 肉用牛及び肉豚についての交付

を」
第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の
第四章 雑則（第十四条・第十五条）
第五章 罰則（第十六条―第十八条）

金の交付（第三条）
安定に関する措置（第四条―第十三条）
に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項若しくは第二項」に、「同項」を「同条第一項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第十七条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

本則に次の一条を加える。

第十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）

適合するものであること。

二 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限る。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したものに付き機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

第四条から第十条までを削り、第三章第一節中第十一条を第四条とする。

第十二条第二項第一号ホ中「第十六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第五条とし、第十三条を第六条とする。

第十四条第一項中「第十二条第七項」を「第五条第七項」に改め、同条を第七条とする。

第十五条第三項中「第十三条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とし、第十六条を第九条とする。

第十七条第一項中「（第十二条第二項第一号ロ）を」（第五条第二項第一号ロ）に、「第十九条第二項並びに第二十条第一項」を「第十二条第二項並びに第十三条第一項」に改め、同項第二号中「第十二条第二項第一号ロ」を「第五条第二項第一号ロ」に改

るものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十四条第一項中「原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、その」を「この法律の施行に必要な」に、「これらの生産者（指定食肉に係る家畜の生産者を含む。）」を「肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者」に改め、「対し、」の下に「肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量その他」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

め、同項第五号中「第二十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第三章第二節中同条を第十条とし、第十八条を第十一条とし、第十九条を第十二条とする。

第二十条第一項第一号中「第十七条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第二項第一号中「第十七条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十七条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とし、第二十一条を第十四条とする。

第二十二條第一項中「第十四條第一項」を「第七條第一項」に改め、同條第三項中「第十三條第二項」を「第六條第二項」に改め、同條を第十五條とし、第二十三條を第十六條とし、第四章中第二十四條を第十七條とし、第二十五條を第十八條とし、第二十六條を第十九條とする。

第二十七條中「第二十五條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同條を第二十条とする。

第二十八條第二項中「第二十五條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同條を第二十一条とする。

第二十九條中「第二十五條第二項」を「第十八條第二項」に、「第二十六條」を「第十九條」に改め、同條を第二十二條とする。

第三十條の前の見出しを削り、同條を第二十三條とし、同條の前に見出しとして「(指定乳製品等の売渡し)」を付し、第三十一条を第二十四條とする。

第三十二條中「第三十條」を「第二十三條」に改め、同條を第二十五條とし、第三十三條を第二十六條とする。

第三十四條中「第五條第三項、第八條各号又は第三十一條各号」を「第三條第一項各号、第二項若しくは第四項又は第二十四條各号」に改め、第五章中同條を第二十七條とし、第三十五條を第二十八條とする。

第三十六條第一項中「指定食肉若しくは鶏卵等」を「肉用牛若

第三章中第十四條を第十五條とする。

第十三條中「第六條第五項又は第十條各号」を「第三條第一項各号、第二項若しくは第四項、第七條第三項又は第十一條各号」に改め、同條を第十四條とする。

第三章を第四章とする。

第二章の章名中「主要な畜産物」を「原料乳及び指定乳製品」に改める。

第十二條の見出しを「(指定乳製品の交換)」に改め、同條中「又は指定食肉」を削り、「これら」を「当該指定乳製品」に改め、第二章中同條を第十三條とする。

第十一條の見出しを「(指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合)」に改め、同條中「第七條の」を「第八條の」に、「又は第九條」を「又は第十條」に改め、同條第一号及び第二号中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條第三号及び第四号中「第九條」を「第十條」に改め、同條を第十二條とする。

第十條中「又は指定食肉」を削り、同條を第十一條とする。

第九條の前の見出しを削り、同條中「又は指定食肉」、「指定乳製品にあつては」及び「指定食肉にあつては中央卸売市場において、」を削り、同條ただし書中「これらの」を「その」に改め、同條を第十條とし、同條の前に見出しとして「(指定乳製品の売渡し)」を付する。

第八條を第九條とする。

第七條の前の見出しを削り、同條第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同條第二項から第四項までを削り、同條第五項中「又は指定食肉」を削り、「第一項」を「前項」に改め、「又は第三項の規定による買入れ」を削り、同項を同條第二項とし、同條を第八條とし、同條の前に見出しとして「(指定乳製品の買入れ)」を付する。

第六條第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第六項を同條第四項とし、同條第

しくは肉豚」に改め、「(指定食肉に係る家畜の生産者を含む。)、販売業者若しくは輸入業者」を削り、「、販売価格若しくは在庫量」を「若しくは販売価格」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場(肉用牛又は肉豚に係るものに限る。)の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚(牛肉又は豚肉を含む。)の販売の委託若しくは売渡しを受けた者(その者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。)に対し、肉用牛又は肉豚の生産費(と畜に係るものに限る。)、肉用牛又は肉豚(牛肉又は豚肉を含む。)の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三十六条を第二十九条とする。
第三十七条中「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項(第二十条第三項)を、第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項(第十三条第三項)に、「第十九条第二項、第二十条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項」に改め、同条を第三十条とする。
第三十八条中「機構から」の下に「交付金又は」を加え、第六章中同条を第三十一条とする。

第三十九条中「第十二条第八項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項」を「第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項まで」に改め、同条を第三十二条とし、第四十条を第三十三条とする。

第四十一条中「第十九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第三十四条とする。
附則第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

七項中「から第四項まで」、「独立行政法人農畜産業振興機構(以下「」及び「という。)」を削り、「聞く」を「聴く」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条を第七条とする。

第五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項第一号中「及び指定食肉」を削り、同項第二号中「安定下位価格」の下に「及び安定上位価格」を加え、同項第三号を削り、同条第二項中「にあつては生産者」を「の生産者」に改め、「指定食肉にあつては政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格について」を削り、同条第三項中「下つて原料乳、」を「下回つて原料乳及び」に改め、「及び指定食肉」を削り、「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項中「又は指定食肉(当該家畜を含む。)」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条を第四条とする。

第二章を第三章とする。
第二章の次に次の一章を加える。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。

一 次のいずれにも該当する積立金(次項及び第三項において「積立金」という。)の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するた

めのものであること。
ロ 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるもの

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号イを次のように改める。

イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

第十条第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホをハとし、同号へ中「ホの」を「ハの」に改め、同号へを同号ニとし、同号ト中「への」を「ニの」に改め、同号トを同号ホとし、同号チを同

であつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

二 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2| 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限る。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3| 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4| 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。

第十条第一号中「畜産物の価格安定に関する法律（一）」を「畜産経営の安定に関する法律（一）」に、「価格安定措置」を「措置」に改め、同号ハ中「畜産物の価格安定に関する法律第六條第二項、第三項又は第四項」を「畜産経営の安定に関する法律第七條第二

号へとし、同条第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び」を削り、同条第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第十二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第一号第一号中「からハまで」を削り、同条第二号中「第十号第一号ニからチまで」を「第十号第一号ロからハまで」に改め、同条第四号中「、ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第五号中「第十号第五号ニ及びホ」を「第十号第五号ホ及びヘ」に改める。

第十四条中「第十号第一号イ、ロ及びホからチまで」を「第十号第一号ハからヘまで」に改める。

第十七条中「第十号第一号ハの規定により機構が交付する補助金、同号ニ」を「第十号第一号ロ」に改める。

第十八条第一号中「第十号第一号ハ、第二号」を「第十号第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

二の二 附則第十八条の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施

項」に改め、「指定食肉又は鶏卵等」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イの」を「ロの」に改め、「及び指定食肉」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ中「及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

第十条第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び」を削り、同条第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第十二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第三号中「、ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四号中「第十号第五号ニ及びホ」を「第十号第五号ホ及びヘ」に改める。

第十四条中「第十号第一号イ及びロ」を「第十号第一号ロ及びハ」に改める。

第十七条及び第十八条第一号中「第十号第一号ハ」を「第十号第一号ニ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(新設)

行の日
三 (略)

(畜産経営の安定に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に、第六条の規定による改正前の畜産経営の安定に関する法律第五条第一項の認定を受けた同項の計画及び同条第二項の認定を受けた同項の計画については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第十条の二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の項中「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項(第二十条第三項)を「第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項(第十三条第三項)に、「第十九条第二項、第二十条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

第十三条 削除

三 (略)

(畜産物の価格安定に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に、第六条の規定による改正前の畜産物の価格安定に関する法律第六条第三項の認定を受けた同項の計画及び同条第四項の認定を受けた同項の計画については、なお従前の例による。

(新設)

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第十三条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第三条第二項中「から第四章まで」を「及び第四章」に改める。

第五条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第二十条第一項中「第三条から第五条まで及び第七条から第十二条まで」を「第四条から第六条まで及び第八条から第十三条ま

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)
第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号。以下「法」という。)
第二条第一項に規定する食肉」を「食用に供される家畜の肉」に改め、同項第二号中「ほほ肉」を「頬肉」に改める。

第十四条第一項中「法第二条第一項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」という。)
に削り、「第十條第一号」を「第十條第一号イ」に改め、同條第二項中「指定食肉についての」を削り、「第十條第一号」を「第十條第一号イ」に改める。
第十五條を削る。

第十五條の二中「補助金について」を「補助金」に、「生産者

で」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「。以下「暫定措置法」という。」を削り、「同条第四項及び法第十四条第一項」を「法第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条中「第六条第五項又は第十條各号」を「第十四条中「、第七条第三項又は第十一條各号」に、「第六条第五項」を「又は第七条第三項」に改める。

第二十條の二第一項中「第十條第一号イ及びビロ」を「第十條第一号ロ及びハ」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(」の下に「昭和四十年法律第一百二號。」を加え、「第十條第一号イ及びビロ」を「第十條第一号ロ及びハ」に改め、「生産者補給交付金」との下に「、「同法(」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(」と」を加える。

第二十條の三中「(同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。)」を削る。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)
第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号。以下「法」という。)
第二条第三項に規定する食肉」を「食用に供される家畜の肉」に改め、同項第二号中「ほほ肉」を「頬肉」に改める。

第十四条第一項中「法第二条第三項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」という。)
に削り、「第十條第一号」を「第十條第一号イ」に改め、同條第二項中「指定食肉についての」を削り、「第十條第一号」を「第十條第一号イ」に改める。
第十五條を削り、第五章中第十五條の二を第十五條とする。

積立助成金について」を「生産者積立助成金」に改め、第五章中同条を第十五条とする。

第十六条第二項中「第十条第一号ニからチまで」を「第十条第一号ロからヘまで」に改める。

第十八条中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十五条 削除

(畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律

第一条を次のように改める。

(畜産物の価格安定に関する法律の一部改正)

第一条 畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定食肉等の価格の安定に関する措置(第三条―第十條)

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

(新設)

第十八条中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改める。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十五条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改める。

(新設)

第一節 生産者補給交付金等の交付（第十一条—第十六条）

第二節 集送乳調整金の交付（第十七条—第二十三条）

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置（第二十四条

—第三十三条）

第五章 雑則（第三十四条—第三十七条）

第六章 罰則（第三十八条—第四十一条）

附則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、主要な畜産物について、価格の安定又は生産者補給交付金等の交付に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条中第三項を削り、第二項を第三項とし、同条第一項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、「次項の」を削り、「指定乳製品」の下に「その他政令で定める乳製品」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指定食肉」とは、豚肉、牛肉その他政令で定める食肉であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をい

い、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。

一 次に掲げる販売の事業（以下「第一号対象事業」という）。

イ 生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。ロ

及び次号において同じ。) に対する販売又は委託を受け
て行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をい
い、生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構
成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会
をいう。第十七条第三項及び第十九条第一項において同
じ。) が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直
接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を
地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を
含む。以下同じ。)

ロ 生乳買取販売(買い取つた生乳の乳業者に対する販売
又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を
いう。以下同じ。)

二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売(委託して行う
ものを除く。)の事業(以下「第二号対象事業」という。

三 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販
売(委託して行うものを除く。)の事業(以下「第三号対
象事業」という。)

第二章の章名中「主要な畜産物」を「指定食肉等」に改める
第三條第一項中「次の安定価格」を「指定食肉の安定基準価
格及び安定上位価格(以下「安定価格」という。)」に改め、
同項各号を削り、同条第二項中「原料乳及び指定乳製品にあつ
ては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては」を削り
、同条第三項中「及び安定下位価格」を削り、「下つて原料乳
、指定乳製品及び」を「下回つて」に、「こえて指定乳製品及
び」を「超えて」に改め、同条第四項中「原料乳又は」及び「
については、これら」を削り、「これらの再生産」を「その再
生産」に、「とし、指定乳製品については、その生産条件及び
需給事情その他の経済事情を考慮して」を「として」に改める

第五条を削る。

第六条の見出しを「(指定食肉等の保管又は販売に関する計画)」に改め、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第一項及び第二項」に、「聞く」を「聴く」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を削り、同条を第五条とする。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(指定食肉の買入れ)」を付し、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「指定乳製品又は」を削り、「第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第六条とする。

第八条を削る。

第九条の前の見出しを削り、同条中「指定乳製品又は」及び「指定乳製品にあつては」を削り、「、一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては」を削り、「、売り渡す」を「売り渡す」に改め、同条ただし書中「これらの方法」を「これ」に改め、同条を第七条とし、同条の前の見出しとして「(指定食肉の売渡し)」を付する。

第十条中「原料乳及び指定乳製品又は」を削り、「指定乳製品又は指定食肉を」を「指定食肉を」に改め、同条第一号及び第二号中「指定乳製品又は」を削り、同条を第八条とする。

第十一条の見出しを「(指定食肉の買入れ又は売渡しをしない場合)」に改め、同条中「第七条の」を「第六条の」に、「又は第九条」を「又は第七条」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第九条」を「第七条」に改め、同条を同条第一号とし、同条第四号中「第九条」を「第七条」に改め

、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条を第九条とする。

第十二条の見出しを「(指定食肉の交換)」に改め、同条中「指定乳製品又は」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条を第十条とする。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十二条第八項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項」に、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十九条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第三十八条 偽りその他不正の手段により機構から生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、同法による。

第四章を第六章とする。

第十四条第一項中「原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に關し必要な事項を調査するため必要があるときは、その」を、「この法律の施行に必要な」に、「これらの生産者」を「指定食肉若しくは鶏卵等の生産者」に改め、「集荷業者」を削り、「対し、」の下に「指定食肉若しくは鶏卵等の生産費、販売価格若しくは在庫量その他」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。)に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に關

し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第三章中第十四条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第三十七条 第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、第十九条第二項、第二十条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」を「第五条第三項、第八条各号又は第三十一条各号」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導及び助言)

第三十五条 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章を第五章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節 生産者補給交付金等の交付

(生産者補給交付金等の交付)

第十一条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付金等」という。)を交付することができる。

- 一 第一号対象事業 生産者補給交付金
- 二 第二号対象事業 生産者補給金
- 三 第三号対象事業 生産者補給金

(年間販売計画の作成等)

第十二条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品(指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。)の販売に関する計画(以下「年間販売計画」という。)を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第一号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ 第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ホ 第十六条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容

ヘ その他農林水産省令で定める事項

二 第二号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

三 第三号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代

表者の氏名

ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、対象事業者から第一項の規定により年間販売計画の提出があつた場合において、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度（以下「交付対象数量」という。）を通知するものとする。

4 交付対象数量は、農林水産省令で定めるところにより、当該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「総交付対象数量」という。）を基礎とし、当該対象事業者が提出した年間販売計画に基づき算出するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、交付対象数量の総量が総交付対象数量を超えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6 農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域（次項において「計画記載地域」という。）が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知

に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容（同項の規定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後の交付対象数量）を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

（総交付対象数量）

第十三条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

3 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生乳のおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。

（生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等）

第十四条 農林水産大臣（第十二条第七項の規定による都道府

。次項において同じ。）は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱った生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2| 農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ごとに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量（その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合にあっては、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量（当該数量が零を下回る場合には、零とする。））を機構に通知するものとする。

3| 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

（生産者補給金の単価）

第十五条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2| 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3| 第十三条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

（第一号対象事業者による生産者補給金の交付等）

第十六条 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者（第一号対象事業を行う対象事業者をいう。以下同じ。）は、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当

する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対し、その者に対して交付する生産者補給金の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

5 第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、農林水産省令で定めるものをいう。）によ

り提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第二節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十七条 都道府県知事(第十二条第二項第一号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十九条第二項並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいづれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第十二条第二項第一号口の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならぬ旨が定められていること。

三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域)を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五 第二十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され

、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならぬ。

(指定の公示等)

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、当該指定に係る地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(業務規程の変更)

第十九条 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの（次条第一項第三号において「指定生乳生産者団体」という。）は、業務規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定事業者は、業務規程を変更したとき（農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第二十条 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。

一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明し

- たとき。
- 三 指定の解除の申出（指定生乳生産者団体にあつては、総会の議決を経てされたものに限る。）があつたとき。
- 二 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。
- 一 第十七条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。
- 二 第十七条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。
- 三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。
- 3 第十八条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。
- （集送乳調整金の交付）
- 第二十一条 機構は、指定事業者に対し、次条に定めるところにより、集送乳調整金を交付することができる。
- （集送乳調整金の金額等）
- 第二十二条 機構は、第十四条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。
- 2 集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。
- 3 第十三条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

(指定事業者による集送乳調整金の交付)

第二十三条 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。

2 前項の規定により集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

(指定乳製品等の輸入)

第二十四条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品(以下「指定乳製品等」という。)を輸入するものとする。

2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができるとができる。

(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

第二十五条 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を

輸入するとき。

二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の五第二項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合（農林水産省令で定める場合を除く。）にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。（輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額）

第二十六条 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

（輸入に係る指定乳製品等の売戻し）
第二十七条 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を

買戻さなければならぬ旨の条件を付することができる。

3 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第二十八条 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第二十五条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第二十九条 前三条の規定は、第二十五条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第二十六条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第三十条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を

考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第三十一条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

- 一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至った場合
- 二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至った場合
- 三 その他農林水産省令で定める場合

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

第三十二条 機構は、次の場合には、第三十条の規定による売渡しをしないものとする。

- 一 第三十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 二 第三十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(指定乳製品等の交換)

第三十三条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくなくときは、その差額を金銭で清算するものとする。

本則に次の二条を加える。

第四十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十一条 第十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第十条中「第七条第二項及び第三項並びに第九条」を「第六条第一項及び第二項並びに第七条」に改める。

第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の改正規定の前に次のように加える。

第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。

第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の改正規定を次のように改める。

第十条第一号中「畜産物の価格安定に関する法律（）」を「畜産経営の安定に関する法律（）」に、「価格安定措置」を「措置」に改め、同号イ及びロ中「指定乳製品及び」を削り、同号ハ中「畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項」を「畜産経営の安定に関する法律第五条第一項又は第二項」に改め、「指定乳製品、」を削り、同号に次のように加える。

ニ 加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行うこと。

ホ 指定乳製品等の輸入を行うこと。

ヘ ホの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ト への業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。

チ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。

第二条のうち、独立行政法人農畜産業振興機構法第十二条の改

正規定中「第十条第一号イ」を「第十条第一号イからハまで」に、「第十条第一号ロからヘまで」を「第十条第一号ニからチまで」に改め、同法第十四条の改正規定を次のように改める。

第十四条中「及びロ」を「、ロ及びホからチまで」に改める。

第二条のうち、独立行政法人農畜産業振興機構法第十七条の改正規定中「第十条第一号ニ」を削り、「第十条第一号ロ」を「の規定により機構が交付する補助金、同号ニ」に改め、同法第十八条の改正規定中「第十八条第一号中「第十条第一号ニ、第二号」を「第十条第二号」に改め、同条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

附則第三条の見出し中「畜産経営の安定に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改め、同条中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第五条第四項」を「第十二条第四項」に、「第六条第二項」を「第十三条第二項」に、「第八条第三項及び第十五条第三項」を「第十五条第三項及び第二十二条第三項」に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」に改める。

附則第五条第一項中「第十条」を「第十七条」に改め、同条第二項中「第十条第一項及び第十一条」を「第十七条第一項及び第十八条」に改める。

附則第七条中「畜産経営の安定に関する法律第七条第一項」を「畜産物の価格安定に関する法律第六条第一項」に改める。

附則第十二条のうち地方自治法別表第一社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の項の次に次のように加える改正規定中「第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項（第十三条第三項）を「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十条第三項）」に

、「第十二条第二項、第十三条第一項」を「第十九条第二項、第二十条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

附則第十三条のうち、関税暫定措置法第七条の三第二項第二号の改正規定中「第十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同法別表第一第○四・○二項から第○四・○五項までの改正規定中「第一七条第一項」を「第二四条第一項」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第二条第三項」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第十五条の二中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「第十五条中」の下に「又は第二号」とあるのは「若しくは第二号」と、」を加え、「補助金」を「補助金について」に、「生産者積立助成金」を「生産者積立助成金について」に改める。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）（第三条第一項第一号から第五号まで）」を「機構法第十条第一号二からチまで」に改める。

附則第十五条のうち食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第四十条第三項の改正規定中「第四十条第三項中」の下に「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、「」を加える。